

○富士見町公共工事等の前金払に関する取扱要綱

平成31年3月19日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払(以下「前金払等」という。)に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条及び富士見町財務規則(平成元年富士見町規則第10号)第74条及び第75条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事(設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造を含む。以下「工事」という。)又は測量で、1件の請負金額が50万円以上のものとする。

(前金払の額)

第3条 前金払の額は、工事にあつては当該工事の請負金額の10分の4(設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造にあつては10分の3)、測量にあつては当該測量の請負金額の10分の3に相当する金額を超えないものとする。

2 前金払をした後に契約金額を増額した場合は、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定により算出した前金払の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象)

第4条 中間前金払の対象となる工事は前2条の規定により前金払をした工事(設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造及び測量を除く。)であつて、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の額)

第5条 中間前金払の額は、当該工事の請負金額の10分の2以内に相当する金額を超えないも

のとする。

- 2 前項の規定に関わらず、中間前金払の額は、請負金額の10分の6に相当する額から既に支払った前金払の額を控除した額を超えないものとする。
- 3 前2項の規定により算出した中間前金払の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の認定請求等)

第6条 中間前金払の支払を受けようとする者(以下「中間前金払請求者」という。)は、中間前金払認定請求書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、中間前金払認定請求書が提出されたときは、その内容を精査し、第4条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、速やかに中間前金払認定書(様式第2号)を中間前金払請求者に交付するものとする。

(前金払の額の変更)

第7条 前金払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額が著しく増加されたときは、増額された後の請負代金額の10分の4(中間前金払の支払を受けているときは、10分の6)から既に支払を受けた前金払の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合において、あらかじめ、保証契約を変更した後の保証契約に係る保証書を添えて町長に請求しなければならない。

- 2 前金払を受けた受注者は、契約内容の変更により著しく減額されたときは、既に支払を受けた前金払の額が減額された後の請負代金額の10分の5(中間前金払を受けているときは、10分の6)を超えているときは、当該減額された日から30日以内に当該超過した額を返還しなければならない。ただし、町長は、当該期間内に当該受注者に対し、部分払の支払をするときは、当該部分払の額から当該超過した額を控除して返還にあてることができる。

(使途の制限)

第8条 前金払等は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の経費には充てることができない。

(前金払等に関する事項)

第9条 前金払等の対象となる工事等に係る契約を締結するときは、建設工事請負契約約款等に前金払等に関する事項を設けるものとする。

(請求及び支払)

第10条 前金払等の支払を受けようとするときは、請求書(前金払にあつては様式第3号、中間前金払にあつては様式第4号)に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を添付し、町長に対して請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた日から、14日以内に前金払等を支払うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 箇 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
契 約 年 月 日	年 月 日
備 考	
<p>上記工事について、建設工事請負契約約款第34条第5項の規定により、中間前金払の認定を請求します。</p> <p>富士見町長 様</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>	

添付書類

- 1 工事履行報告書（工事工程表等施行内容がわかるもの）
- 2 工事写真
- 3 その他町長が必要と認める書類

(様式第1号関係)

工 事 履 行 報 告 書

年 月 日現在

工 事 名					
工 事 場 所					
工 期	年 月 日から	年 月 日まで	請 負 代 金 額	円	

工 種 等	工 程 表										見 積 額 (千円)	構 成 率 (%) ①	進 捗 率 (%) ②	出 来 高 率 (%) ①×②÷100	備 考
工事	予定														
	実施														
工事	予定														
	実施														
工事	予定														
	実施														
工事	予定														
	実施														
工事	予定														
	実施														
住 所										工事価格計	0	0.00	—	0.00	
受注者 商号又は名称										消費税及び地方消費税	0				
代表者氏名										合計金額	0				

注

- 1 予定工程及び実施工程は、報告時点の状況を契約時に提出した工程表等に基づき記入すること。
- 2 「見積額」の欄には工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に対する工種毎の金額を、「構成率」の欄には工事価格に占める工種毎の割合を、「進捗率」の欄には工種毎の実施割合を、「出来高率」の欄には構成率に進捗率を乗じたものを記入すること（率は小数点第3位を四捨五入する。）。
- 3 記入に当たり欄が足りない場合は、適宜用紙を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

中間前金払認定書

工 事 名	
工 事 箇 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
契 約 年 月 日	年 月 日
備 考	
<p>上記工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払を行うことができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>富士見町長</p>	

様式第3号（第10条関係）

前金払請求書

年 月 日

富士見町長 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、工事請負代金にかかる前払いを請求します。

記

金 _____ 円

(工事請負代金額の10分の 相当額)

- 工 事 名 _____
- 請 負 代 金 額 金 _____ 円
- 銀行預金口座 金融機関名 _____
振 込 依 頼 _____ 名義 別口 普通預金 口座
口座番号 _____
- 保 証 内 容 保証証書に記載のとおり

様式第4号（第10条関係）

中間前金払請求書

年 月 日

富士見町長 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、工事請負代金にかかる前払いを請求します。

記

金 _____ 円（工事請負契約書第34条第3項の請求金額）
（工事請負代金額の10分の2以内相当額）

- | | |
|---------------------|--|
| 1 工 事 名 | _____ |
| 2 請 負 代 金 額 | 金 _____ 円 |
| 3 銀行預金口座
振 込 依 頼 | 金融機関名 _____
名義 別口 普通預金 口座
口座番号 _____ |
| 4 保 証 内 容 | 保証証書に記載のとおり |

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)